

おくやみハンドブック

大牟田市

おくやみコーナーでは、ご親族が亡くなられた後に市役所で必要な手続きをご案内しています。ご利用の際は、事前に予約をお願いします（詳しくは3ページをご確認ください）。

【予約・問い合わせ】

☎ 0944-85-0466 FAX 0944-41-2621

ご遺族の方へ

この度はご親族のご逝去、謹んでおくやみ申し上げます。

大牟田市では亡くなられた後に必要な手続きを少しでも負担なく行っていただけるよう、「おくやみハンドブック」を作成いたしました。またスマートフォンなどで利用できる「おくやみ手続きナビ」や職員がご案内する「おくやみコーナー」もございます。

これらが、皆様のお手続きの一助となれば幸いです。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き（7ページ参照） ○遺言書の探索・検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（35ページ参照）
4か月以内			○所得税の準確定申告（36ページ参照）
10か月以内		○遺産分割協議（35ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付（36ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

※手続き窓口は、手続きの種類によって異なります。詳しくは4～8ページをご覧ください。

事前準備について

STEP 1

持ちものの確認

下記の「来庁時の持ちもの」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

代理人が手続きを行う際、手続きの内容により委任状が必要です。

※33ページに様式を掲載しています。詳しくは各受付窓口へお問い合わせください。

STEP 3

各種手続きの確認

- ① 本冊子4～6ページに掲載しています「市役所での手続きチェックリスト」で亡くなられた方に該当する手続きをご確認ください。
- ② 該当する手続きの「参照ページ」で手続きの内容をご確認ください。必要であれば受付窓口へお問い合わせください。

パソコンやスマートフォンから、簡単な質問に答えるだけで必要な手続きを抽出し、手続きの受付窓口や必要な持ちものを確認できる「おくやみ手続きナビ」もご活用ください。



STEP 4

ご来庁ください

お手続きはそれぞれの受付窓口にて行っていただきますようお願いいたします。

「おくやみコーナー」のご利用を希望される場合は予約が必要です。
予約方法は3ページの「予約受付」をご確認ください。

来庁時の持ちもの

☐ 手続きに来られる方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)

☐ 手続きによって印鑑・通帳などが必要になる場合があります。

4～6ページに掲載しています「市役所での手続きチェックリスト」で該当する手続きの参照ページを確認し、必要なものをご用意ください。

☐ おくやみハンドブック

本人確認書類について

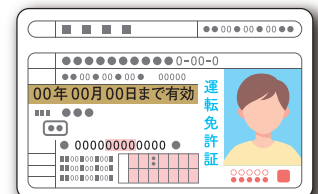
☐ 1点で本人確認できる書類(顔写真付きに限る)

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のもの)、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

介護保険被保険者証、健康保険の資格確認書、国民年金手帳、各種年金手帳、学生証など

※有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナー

職員が聞き取りをさせていただき、市役所で必要となる手続きを調べて、届出書の一部を作成し、受付窓口の案内を行うコーナーです。

「おくやみコーナー」での案内後、**各手続きはそれぞれの受付窓口で行っていただきます。**
ご利用の際は、予約をお願いします。 予約がない場合は、お待ちいただくことがあります。

場 所

大牟田市役所本館 2 階
保険年金課横

案内 時 間

9 時～12 時、13 時～16 時※
(土・日、祝日、年末年始を除く)
※受付は15 時まで

予約受付

予約の際、お手続きに必要なものをお伝えします。

☎ 0944-85-0466

FAX 0944-41-2621

受付時間 8 時30 分～12 時、13 時～17 時15 分
(土・日、祝日、年末年始を除く)

持ってくるもの

2 ページ「来庁時の持ちもの」をご確認ください。

事前質問の回答をお願いします

おくやみコーナーで聞き取らせていただくことを、右の二次元コードから事前に回答・送信いただくことで、ご利用当日のご案内がスムーズに行えます。

▶ URL <https://logoform.jp/form/Cu6n/59813>

※事前回答がない場合は、当日窓口でお尋ねします。



おくやみコーナーで手続きは完了しません。

また、おくやみコーナーを利用せず、直接、各窓口で手続きをすることも可能です。

市役所での手続きチェックリスト

該当するものにチェック☑して参照ページで手続き内容を確認し、手続きが完了したら"済"にチェック☑しましょう。

区分	該当	亡くなられた方	主な手続き	済	受付窓口	参照 ページ
住民登録	☐	印鑑登録をしていた	印鑑登録証（カード）の返納	☐	市民課	P.9
	☐	マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた	カードの返納	☐		
健康保険	☐	国民健康保険に加入していた	・資格確認書の返還 ・世帯員の資格確認書の記載事項変更（故人が世帯主の場合） ・各種認定証の返還（交付されている場合） ・葬祭費の支給申請	☐	保険年金課	P.10
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	・資格喪失 ・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・給付関係などに関する相続人代表者指定兼口座指定届	☐		
年金	☐	国民年金に加入していた	必要な手続きがあるか確認します。まずはご相談ください。	☐		P.11
	☐	障害基礎・遺族基礎・寡婦年金のみ受給していた	必要な手続きがあるか確認します。まずはご相談ください。	☐		
上記以外の年金を受給している場合、年金事務所などで手続きが必要です。						
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	・介護保険被保険者証などの返還 ・介護保険高額介護サービス費支給申請（介護サービスを利用していた方で該当者） ・保険料の還付などに関する相続人代表届	☐	福祉課 介護保険担当	P.12
税金など	☐	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	・廃車手続き ・名義変更	☐	税務課	P.13
	☐	市県民税が課税されていた	相続人代表者の届出	☐		P.14
	☐	市内に土地・家屋などを所有していた	・相続人代表者及び現に所有する者の届出 ・共有代表者変更届出書	☐		P.15
	☐	市税や後期高齢者医療保険料を口座振替（引き落とし）で納付していた	口座振替に係る口座の変更または振替廃止	☐	納税課	P.16

市役所での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

区分	該当	亡くなられた方	主な手続き	済	受付窓口	参照ページ
障害	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた	各種障害者手帳の返還	☐	福祉課 障害福祉担当	P.16
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	特別児童扶養手当の資格喪失届など	☐		P.17
	☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の死亡届など	☐		
子ども	☐	子ども医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証を所有していた	各医療の受給資格喪失届、変更届	☐	子ども 家庭課	P.18
	☐	児童扶養手当を受給していた	・児童扶養手当受給者の死亡届、未支払手当の請求 ・資格喪失届または減額届	☐		P.19
	☐	児童手当を受給していた	・受給事由消滅 ・未支払手当請求 ・新規認定請求 ・受給事由消滅または減額改定	☐		P.20
	☐	学童保育所（クラブ）を利用していた	児童の家庭状況の変更	☐	子ども 育成課	P.21
	☐	保育所・認定こども園・幼稚園を利用していた	児童の家庭状況の変更	☐		
	☐	病児・病後児保育事業の登録をしていた	児童の家庭状況の変更	☐		P.22
	☐	子育て短期支援事業の登録をしていた	児童の家庭状況の変更	☐		
公害	☐	公害健康被害の認定を受けていた	・死亡届 ・公害医療手帳返還届または（公害）医療証返還届	☐	保健 衛生課	P.23
	☐	遺族補償費または遺族扶助費を受給していた	遺族補償費または遺族扶助費不支給事由該当届	☐		P.24
飼い犬	☐	犬を飼っていた	犬の登録事項変更届（犬の飼い主の変更）	☐		

該当するものにチェック☑して参照ページで手続き内容を確認し、手続きが完了したら"済"にチェック☑しましょう。

区分	該当	亡くなられた方	主な手続き	済	受付窓口	参照ページ
水道	☐	水道を使用していた	・水道の使用停止（継続して水道を使用されない場合） ・水道使用者の名義変更（継続して水道を使用される場合）	☐	企業局 お客様センター	P.25
くみ取り	☐	くみ取り式便槽を使用していた	・し尿汲取申込者変更届 ・口座振替の届出 ・廃止の連絡（電話可）	☐	環境 業務課	P.26
ごみ	☐	片付けなどに伴うごみを処分する	大型ごみ受付センターへの申込みなど	☐	大型ごみ 受付センター	P.27
市営住宅	☐	市営住宅に住んでいた	世帯員の変更、名義変更、退去届など	☐	市営住宅 管理センター	
農地	☐	農地を所有していた	農地法第3条の3の規定による届出	☐	農業 委員会	P.28
森林	☐	森林を所有していた	森林法第10条の7の2第1項の規定による届出	☐	農林 水産課	
墓園	☐	市の墓園（櫟野、宮浦、片平、若宮）を使用していた	・使用権の承継手続き ・埋蔵する場合の手続き ・墓園の返還手続き（使用者が亡くなられ承継者がいない場合）	☐	土木 管理課	P.29 P.30
道路	☐	道路・水路などを占有していた	地位承継申請	☐		P.30
広報	☐	広報おおむたの配布を受けていた	広報おおむたの配布停止	☐	広報課	P.31

MEMO

市役所以外での主な手続きチェックリスト

該当するものにチェック☑して手続き内容を確認し、手続きが完了したら"済"にチェック☑しましょう。

該当	亡くなられた方	主な手続き	済	問い合わせ先
☐	健康保険 (社会保険・共済組合など)	問い合わせ先にご確認ください	☐	勤務先など
☐	老齢基礎年金 被用者年金 (厚生年金・共済組合)	問い合わせ先にご確認ください	☐	【老齢基礎年金・厚生年金】 日本年金機構大牟田年金事務所 ☎ 0944-52-5294 【共済組合】 各共済組合
☐	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求など	☐	加入していた生命保険会社
☐	損害保険	名義変更、解約など	☐	加入していた損害保険会社
☐	預貯金口座	口座凍結解除手続き	☐	各金融機関など
☐	クレジットカード	解約	☐	各契約会社
☐	株式など	名義変更	☐	各証券会社など
☐	遺言書	検認・開封	☐	福岡家庭裁判所大牟田支部 ☎ 0944-53-3503
☐	固定電話・携帯電話	契約継承・解約	☐	各契約会社など
☐	インターネット	名義変更・解約	☐	
☐	電気・ガス料金など	名義変更・解約	☐	
☐	NHK受信料	名義変更・解約	☐	フリーダイヤル ☎ 0120-151515 有料ダイヤル ☎ 050-3786-5003
☐	ケーブルテレビ	名義変更・解約	☐	各契約会社など
☐	不動産登記関係	土地・家屋など相続登記	☐	福岡法務局柳川支局 ☎ 0944-72-2640
☐	国税関係(相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告	☐	大牟田税務署 ☎ 0944-52-3245 (自動ガイダンス)
☐	国債を所有していた	記名変更・償還金受領	☐	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の郵便局

該当	亡くなられた方	主な手続き	済	問い合わせ先
☐	軽自動車を所有していた	名義変更・廃車	☐	軽自動車検査協会久留米支所 ☎ 050-3816-1752
☐	普通自動車・バイク (125cc超)を所有していた	名義変更・廃車	☐	福岡運輸支局(久留米市) ☎ 050-5540-2081
☐	次のいずれかを受けていた ・指定難病医療費助成 ・肝炎治療費助成 ・小児慢性特定疾病医療費助成 ・原爆被爆者援護	問い合わせ先にご確認ください	☐	南筑後保健福祉環境事務所 健康増進課 ☎ 0944-69-5405
☐	県営住宅に住んでいた	世帯員の変更・名義変更・退去届など	☐	福岡県住宅供給公社 大牟田出張所 ☎ 0944-51-3500
☐	恩給を受給していた	問い合わせ先にご確認ください	☐	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

MEMO

市役所での手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証(カード)の返納

印鑑登録は、亡くなられた時点で抹消します。故人の印鑑登録証は、ご自分で処分しても構いません。

必要なもの	期 限
☐ 故人の印鑑登録証(カード)	速やかに
	手続き可能な人
	親族、同居人
	受付窓口
	市民課 総合案内 本館 2 階 ☎ 0944-41-2602

マイナンバーカード、住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納

今後の手続きで故人のマイナンバーが分かるものが必要な場合がありますので、マイナンバーカードの返納は不要です。

必要なもの	期 限
☐ 故人のマイナンバーカード 返納は不要です。必要な手続きが終了したらご遺族で処分(廃棄)してください。 ☐ 故人の住民基本台帳カード 返納してください。	住民基本台帳カードの返納は速やかに
	手続き可能な人
	親族、同居人
	受付窓口
	市民課 総合案内 本館 2 階 ☎ 0944-41-2602

国民健康保険に加入していた

手続き	
資格確認書の返還 世帯員の資格確認書の記載事項変更(故人が世帯主の場合) 各種認定証の返還(交付されている場合) 葬祭費の支給申請	
—	
必要なもの	期 限
☐ 故人の国民健康保険資格確認書 ☐ 故人が世帯主だった場合は世帯の加入者全員の国民健康保険資格確認書 ☐ 故人の各種認定証 ☐ 葬祭を行ったこと及び喪主と故人の氏名が確認できるもの(葬儀社の領収書、会葬礼状など) ☐ 葬祭費の振込先口座(原則、喪主)が分かるもの ☐ 相続人代表者の振込先口座が分かるもの ※他にも書類が必要な場合がありますので、詳しくは受付窓口にお尋ねください。	速やかに
	手続き可能な人
	・同一世帯の方、喪主、ご遺族 ・葬祭費の支給申請は喪主 ※手続きに来られる方は代理人でも可
	受付窓口
	保険年金課 国民健康保険担当 本館 2 階 ☎ 0944-41-2606

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き	
資格喪失 各種証の返還 葬祭費の支給申請 給付関係などに関する相続人代表者指定兼口座指定届	
—	
必要なもの	期 限
☐ 故人の後期高齢者医療資格確認書 ☐ 故人の各種認定証 ☐ 葬祭を行ったこと及び喪主と故人の氏名が確認できるもの(葬儀社の領収書、会葬礼状など) ☐ 葬祭費の振込先口座(原則、喪主)が分かるもの ☐ 相続人代表者の振込先口座が分かるもの ※他にも書類が必要な場合がありますので、詳しくは受付窓口にお尋ねください。	速やかに
	手続き可能な人
	・葬祭費の支給申請は喪主 ・給付関係などの支給申請は相続人代表者 ※手続きに来られる方は代理人でも可
	受付窓口
	保険年金課 後期高齢者医療担当 本館 2 階 ☎ 0944-41-2665

国民年金に加入していた

手続き

必要な手続きがあるか確認します。まずはご相談ください。

遺族基礎年金の請求、寡婦年金の請求、死亡一時金の請求ができる場合があります。

必要なもの

- ☐ 故人の年金手帳または基礎年金番号通知書
- ☐ 請求者の本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 請求者の口座通帳

※ 他にも故人と請求者の関係により必要な書類（戸籍、マイナンバーカードなど）があります。まずはご相談ください。

期 限

速やかに

手続き可能な人

ご相談ください。

受付窓口

保険年金課 国民年金担当
本館 2 階
☎ 0944-41-2607

障害基礎・遺族基礎・寡婦年金のみ受給していた

手続き

必要な手続きがあるか確認します。まずはご相談ください。

未支給年金の請求、遺族基礎年金の請求ができる場合があります。

必要なもの

- ☐ 故人の年金証書
- ☐ 請求者の本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 請求者の口座通帳

※ 他にも故人と請求者の関係により必要な書類（戸籍、マイナンバーカードなど）があります。まずはご相談ください。

※ 故人が老齢基礎年金や厚生年金または共済年金を受給しているときは、日本年金機構またはそれぞれの共済組合にお尋ねください。

期 限

速やかに

手続き可能な人

ご相談ください。

受付窓口

【障害基礎・遺族基礎・寡婦年金のみ受給している】

保険年金課 国民年金担当
本館 2 階
☎ 0944-41-2607

【共済年金を受給している】

それぞれの共済組合

【上記以外の年金（老齢基礎、老齢厚生など）を受給している】

日本年金機構大牟田年金事務所
☎ 0944-52-5294

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き①

介護保険被保険者証などの返還

—

必要なもの

- ☐ 故人の介護保険被保険者証
- ☐ 故人の介護保険負担割合証や負担限度額認定証
(介護サービスを利用していた方)

期 限

速やかに

手続き可能な人

どなたでも可

受付窓口

福祉課 介護保険担当
本館 1 階(青色の自動扉)
☎ 0944-41-2683

手続き②

介護保険高額介護サービス費支給申請(介護サービスを利用していた方で該当者)

保険料の還付などに関する相続人代表届

—

必要なもの

- ☐ 故人と相続人代表者の関係が分かる戸籍抄本や戸籍謄本など(写し可)、届出人の本人確認書類(運転免許証など)
- ☐ 相続人代表者の通帳。口座名義人が相続人代表者と異なる場合は通帳、口座名義人の本人確認書類(運転免許証など)、相続人代表者の認印

※ 他にも書類が必要な場合がありますので、詳しくは受付窓口にお尋ねください。

期 限

速やかに

手続き可能な人

必要な物が揃っていればどなたでも可

受付窓口

福祉課 介護保険担当
本館 1 階(青色の自動扉)
☎ 0944-41-2683

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車手続き

毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。早めの手続きをお願いします。

必要なもの

- ☐ ナンバープレート
☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)

期 限

速やかに

手続き可能な人

- ・相続人
- ・相続人と同一世帯の方
- ・委任された方

受付窓口

税務課 軽自動車税担当
 新館2階
 ☎ 0944-41-2471

手続き② 名義変更

毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。早めの手続きをお願いします。

必要なもの

- ☐ ナンバープレート(番号を変えない場合は不要)
☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)

期 限

速やかに

手続き可能な人

- ・相続人
- ・相続人と同一世帯の方
- ・委任された方

受付窓口

税務課 軽自動車税担当
 新館2階
 ☎ 0944-41-2471

市県民税が課税されていた

手続き

相続人代表者の届出

亡くなられた年度に市県民税が課税されている場合は、相続人代表の届出をお願いします。

必要なもの

- ☐ 相続人代表となる方の認印
- ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)

期 限

速やかに

手続き可能な人

相続人

受付窓口

税務課 市民税担当
新館 2 階
☎ 0944-41-2608

MEMO

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

市内に土地・家屋などを所有していた

手続き① 相続人代表者及び現に所有する者の届出

故人が固定資産（土地・家屋など）を所有している場合や、どなたかの相続人代表になっておられる場合は、相続人代表者及び現に所有する者の届出をお願いします。

必要なもの

- ☐ 相続人代表となる方の認印
- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）

期 限

速やかに

手続き可能な人

相続人

受付窓口

税務課 資産税担当
新館 2 階
☎ 0944-41-2609

手続き② 共有代表者変更届出書

故人が固定資産（土地・家屋など）を共有で所有されていて、共有代表として納税通知書を受け取っている場合は、共有代表者変更の届出をお願いします。

必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）

期 限

速やかに

手続き可能な人

- ・相続人
- ・共有名義の資産所有者

受付窓口

税務課 資産税担当
新館 2 階
☎ 0944-41-2609

市税や後期高齢者医療保険料を口座振替(引き落とし)で納付していた

手続き

口座振替に係る口座の変更または振替廃止

口座振替に係る口座の名義人が亡くなられた場合は、振替口座の変更または振替廃止の手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 手続きされる方の本人確認書類(運転免許証など)
- ☐ 口座変更の場合、口座通帳及び通帳届出印鑑

期 限

速やかに

手続き可能な人

相続人、遺族など

受付窓口

納税課 収納管理担当
本館 2 階
☎ 0944-41-2613

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた

手続き

各種障害者手帳の返還

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を故人が所持していた場合は、返還が必要です。また、返還に伴い、NHK受信料の免除や有料道路割引などの終了に関する手続きをご案内する場合があります。

必要なもの

- ☐ 故人の各種手帳

期 限

速やかに

手続き可能な人

どなたでも可

受付窓口

福祉課 障害福祉担当
新館 1 階
☎ 0944-41-2663

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の資格喪失届など

特別児童扶養手当の対象児童や、その方を監護している父母、または父母に代わって養育している方が亡くなった場合は、届出が必要です。

必要なもの	期 限
☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
	受付窓口
	福祉課 障害福祉担当 新館 1 階 ☎ 0944-41-2663

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していた

手続き 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の死亡届など

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されていた方が亡くなった場合は、死亡届などの届出が必要です。

必要なもの	期 限
☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
	受付窓口
	福祉課 障害福祉担当 新館 1 階 ☎ 0944-41-2663

子ども医療証、重度障害者医療証、ひとり親家庭等医療証を所有していた

手続き

各医療の受給資格喪失届、変更届

故人が受給者本人の場合は、各医療証の返却及び喪失の手続きが必要です。
故人が申請者の場合は、変更の手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など)
- ☐ 健康保険の資格確認ができる書類
- ☐ 各医療証

期 限

速やかに

手続き可能な人

どなたでも可

受付窓口

子ども家庭課 子育て支援担当
保健センター 1 階
☎ 0944-41-2661

MEMO

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当受給者の死亡届、未支払手当の請求

故人が受給者の場合は、手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 支給対象児童の本人確認書類
- ☐ 支給対象児童名義の金融機関の通帳

期 限

速やかに

手続き可能な人

対象児童及び扶養義務者、児童の新たな養育者

受付窓口

子ども家庭課 子育て支援担当
保健センター 1 階
☎ 0944-41-2661

手続き② 資格喪失届または減額届

故人が支給対象児童の場合は、手続きが必要です。

必要なもの

なし

期 限

速やかに

手続き可能な人

受給者

受付窓口

子ども家庭課 子育て支援担当
保健センター 1 階
☎ 0944-41-2661

児童手当を受給していた

手続き①	受給事由消滅 未支払手当請求 新規認定請求
故人が受給者の場合は、変更の手続きが必要です。	
必要なもの	期 限
☐ 届出人の本人確認書類(運転免許証など) ☐ 支給対象児童名義の金融機関の通帳 ☐ 新規認定請求者名義の金融機関の通帳	速やかに
	手続き可能な人
	受給者の配偶者、児童の新たな養育者
	受付窓口
	子ども家庭課 子育て支援担当 保健センター 1 階 ☎ 0944-41-2661

手続き②	受給事由消滅または減額改定
故人が支給対象児童の場合は、変更の手続きが必要です。	
必要なもの	期 限
なし	速やかに
	手続き可能な人
	受給者、受給者の配偶者
	受付窓口
	子ども家庭課 子育て支援担当 保健センター 1 階 ☎ 0944-41-2661

学童保育所(クラブ)を利用していた

手続き 児童の家庭状況の変更

学童保育所(クラブ)の入所申込書に記載している児童または保護者が亡くなられた場合は、市に届け出が必要です。

必要なもの	期 限
なし	速やかに
	手続き可能な人
	保護者、遺族
	受付窓口
	子ども育成課 地域子ども支援担当 保健センター 1 階 ☎ 0944-85-6102

保育所・認定こども園・幼稚園を利用していた

手続き 児童の家庭状況の変更

保育所・認定こども園・幼稚園の入所申込書に記載している児童または同居している家族が亡くなられた場合は、市または通所(園)している施設に届け出が必要です。

必要なもの	期 限
なし	速やかに
	手続き可能な人
	在園児の保護者、遺族
	受付窓口
	以下のいずれかに届け出が必要です ・通所(園)している施設 ・子ども育成課 教育・保育施設担当 保健センター 1 階 ☎ 0944-41-2248

病児・病後児保育事業の登録をしていた

手続き 児童の家庭状況の変更	
病児・病後児保育事業に登録している児童または保護者が亡くなられた場合は、届け出が必要です。	
必要なもの	期 限
なし	速やかに
	手続き可能な人
	保護者、遺族
	受付窓口
	子ども育成課 地域子ども支援担当 保健センター 1 階 ☎ 0944-85-6102

子育て短期支援事業の登録をしていた

手続き 児童の家庭状況の変更	
子育て短期支援事業に登録している児童または保護者が亡くなられた場合は、届け出が必要です。	
必要なもの	期 限
なし	速やかに
	手続き可能な人
	保護者、遺族
	受付窓口
	子ども育成課 地域子ども支援担当 保健センター 1 階 ☎ 0944-85-6102

公害健康被害の認定を受けていた

手続き① 死亡届

故人が公害健康被害の被認定者の場合は、死亡の届け出が必要です。

必要なもの

期 限

速やかに

手続き可能な人

お問い合わせください。

受付窓口

保健衛生課 公害保健担当
保健センター 2 階
☎ 0944-41-2669

☐ 死亡診断書(または死体検案書)

手続き② 公害医療手帳返還届または(公害)医療証返還届

故人が公害健康被害の被認定者の場合は、公害医療手帳または(公害)医療証を返還していただく必要があります。

必要なもの

期 限

速やかに

手続き可能な人

お問い合わせください。

受付窓口

保健衛生課 公害保健担当
保健センター 2 階
☎ 0944-41-2669

☐ 公害医療手帳または(公害)医療証
※ 紛失された場合は、公害医療手帳紛失届または(公害)医療証紛失届が必要です。

遺族補償費または遺族扶助費を受給していた

手続き

遺族補償費または遺族扶助費不支給事由該当届

故人が公害補償の遺族補償費または遺族扶助費を受給している場合は、不支給事由該当届の提出が必要です。

必要なもの

期 限

☐ 死亡診断書(または死体検案書)など

速やかに

手続き可能な人

お問い合わせください。

受付窓口

保健衛生課 公害保健担当
保健センター 2 階
☎ 0944-41-2669

犬を飼っていた

手続き

犬の登録事項変更届(犬の飼い主の変更)

犬の新しい飼い主の住所・氏名などの届け出が必要です。

必要なもの

期 限

なし

速やかに

手続き可能な人

家族、代理人

受付窓口

保健衛生課 医療衛生担当
保健センター 2 階
☎ 0944-41-2669

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

水道を使用していた

手続き

水道の使用停止（継続して水道を使用されない場合）
水道使用者の名義変更（継続して水道を使用される場合）

水道使用の契約者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

※手続きがお済みでない場合は、水道を使用されなくても基本料金が発生し続けますのでご注意ください。

必要なもの

期 限

速やかに

手続き可能な人

次の水道使用者など

- ・ 給水装置の使用者若しくは代表者
- ・ 給水装置の所有者若しくは代理人
- ・ 上記の家族、同居人、使用人その他の従業者など

受付窓口

企業局お客様センター

企業局庁舎 1 階

☎ 0944-41-2841

※停止または名義変更は電話で手続きができます。

【支払方法を口座振替にされる場合】

☐ 預貯金通帳

☐ 通帳の届出印

口座振替の変更は市内の金融機関でも手続きができます。

※ 名義変更の場合は、契約者情報（氏名、生年月日、電話番号、請求先）をお伝えください。

MEMO

くみ取り式便槽を使用していた

手続き①

し尿汲取申込者変更届 口座振替の届出

くみ取りの申込者が亡くなられ、引き続きくみ取り式便槽を使用する場合は、窓口で申込者変更の手続きが必要です。

※手続きがお済みでない場合は、くみ取りができず、ご不便をおかけすることがあります。

必要なもの	期 限
【口座振替をされる場合】 ☐ 預貯金通帳 ☐ 通帳の届出印 口座振替の変更は市内の金融機関でも手続きができます。	速やかに
	手続き可能な人
	引き続きくみ取り式便槽を使用する方
	受付窓口
	環境業務課 収納担当 南別館 1 階 ☎ 0944-41-2720

手続き②

廃止の連絡（電話可）

くみ取りの申込者が亡くなられ、くみ取り式便槽を使用しない場合は、廃止の手続きが必要です。

必要なもの	期 限
なし	速やかに
	手続き可能な人
	親族など
	受付窓口
	環境業務課 収納担当 南別館 1 階 ☎ 0944-41-2720

片付けなどに伴うごみを処分する

手続き 大型ごみ受付センターへの申込みなど

片付けなどにより出たごみを処分する場合は、タンスなどの大型ごみは「大型ごみ受付センター」へ申し込む必要があります。そのほか、品目により収集方法、処理施設が異なるため、大型ごみ受付センターまたは環境業務課へお問い合わせください。

必要なもの

期 限

—

手続き可能な人

- ・同居の家族
- ・同居の家族がいない場合、親子や親族など

受付窓口

大型ごみ受付センター

☎ 0944-59-7033

(問い合わせ)

環境業務課 排出指導担当

南別館 1 階

☎ 0944-41-2723

なし

市営住宅に住んでいた

手続き 世帯員の変更、名義変更、退去届など

申請・届出書、添付書類の提出

必要なもの

期 限

速やかに

手続き可能な人

名義人、同居人、3 親等内の親族

受付窓口

市営住宅管理センター

不知火町 1 丁目 1 番地 8

☎ 0944-41-0123

事前にお問い合わせください

農地を所有していた

手続き

農地法第3条の3の規定による届出

農地の権利を相続した場合は、農地所在地の農業委員会への届出が必要です。

必要なもの

- ☐ 農地法第3条の3の規定による届出書
- ☐ 登記完了証または相続登記済みの土地の全部事項証明書など農地の権利を取得したことが確認できる書類

期 限

農地の権利を取得したことを知った時点から概ね10か月以内

手続き可能な人

相続人など

受付窓口

農業委員会
新館3階
☎ 0944-41-2885

森林を所有していた

手続き

森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

森林を相続した場合は、市長への届け出が必要です。届け出の対象となるのは地域森林計画対象民有林に該当する森林の土地ですので、事前に農林水産課でご確認ください。

必要なもの

- ☐ 森林の土地の所有者届出書
- ☐ 土地の位置を示す地図
- ☐ 土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

期 限

土地を所有した日から起算して90日以内

手続き可能な人

相続人など

受付窓口

農林水産課 水産林務振興担当
新館3階
☎ 0944-41-2754

市の墓園（櫟野、宮浦、片平、若宮）を使用していた

手続き① 使用権の承継手続き

故人が市の墓園を使用していて、今後も墓園を使用する場合は、手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 墓園使用権承継許可申請書（要実印）
- ☐ 誓約書（墓園承継に伴う）（要実印）
- ☐ 印鑑証明
- ☐ 現使用者との続柄を確認できる資料
- ☐ 承継者の本籍を確認できる資料（例えば：戸籍謄本または抄本の写し）
- ☐ 墓園使用許可証（許可証の発行がある場合）

期 限

速やかに

手続き可能な人

遺族

受付窓口

土木管理課 管理担当
新館4階
☎ 0944-41-2788

手続き② 埋蔵する場合の手続き

市の墓園に埋蔵する場合は、手続きが必要です。

必要なもの

- ☐ 埋蔵（改葬）届書
- ☐ 火葬許可証（原本）または改葬許可証

期 限

速やかに

手続き可能な人

遺族

受付窓口

土木管理課 管理担当
新館4階
☎ 0944-41-2788

市の墓園（櫟野、宮浦、片平、若宮）を使用していた

手続き③ 墓園の返還手続き（使用者が亡くなられ承継者がいない場合）

故人が市の墓園を使用していて、今後、当該墓園を使用しない場合は、手続きが必要です。

必要なもの	期 限
☐ 墓園返還届 ☐ 墓園使用許可証（許可証の発行がある場合） ☐ 誓約書（返還に伴う） ☐ 使用者と申請者の続柄を確認できる資料 （例えば：戸籍謄本または抄本の写し）	速やかに
	手続き可能な人
	遺族
	受付窓口
	土木管理課 管理担当 新館 4 階 ☎ 0944-41-2788

道路・水路などを占用していた

手続き 地位承継申請

市から占用許可を受け、水路に橋を架けて、通路として使用されている方などが該当し、その許可をご親族に引き継ぐ手続きです。

必要なもの	期 限
☐ 占用者の死亡が確認できる書類 ☐ 占用者との続柄が分かる書類 ※事前にお問い合わせください	速やかに
	手続き可能な人
	地位を承継する人 （代理人でも可）
	受付窓口
	土木管理課 管理担当 新館 4 階 ☎ 0944-41-2788

広報おおむたの配布を受けていた

手続き

広報おおむたの配布停止

一人世帯の方が亡くなられた場合は、広報おおむたの配布停止の連絡が必要です。電子申請または電話で手続きできます。



電子申請

必要なもの

期 限

なし

速やかに

手続き可能な人

どなたでも可

受付窓口

広報課
本館 4 階
☎ 0944-41-2505
または、大牟田市シルバー人材センター
☎ 0944-53-2319

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

委任状

令和 年 月 日

大牟田市長 殿

※コピーしてお使いください
※消せるボールペン使用不可

代理人 (窓口に来る方)	住 所			
	氏 名			
	生年月日	昭・平	年	月 日
	電話番号		委任者との関係	

※代理人の方は、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)をお持ちください。

私は、上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

委任者 (代理人に手続き を依頼する方)	住 所			
	氏 名	印 ※自署または記名押印		
	生年月日	大・昭・平	年	月 日
	電話番号		死亡者との関係	

◆委任事項 (該当箇所に□チェックを入れてください)

- ☐ _____の死亡に伴う下記の事項に関する権限
- ☐ 戸籍証明書の交付請求及び受領の権限 (戸籍の広域交付の請求を除く)
- ☐ 住民票の写し等の交付請求及び受領の権限
- ☐ 住民異動の届出に関する権限
- ☐ 市税に関する証明書の交付請求及び受領の権限
- ☐ 市税または後期高齢者医療保険料の納付に関する権限
- ☐ 原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車(農耕用含む)の名義変更や抹消の権限
- ☐ その他 _____に関する権限
- ※その他の手続きによっては、この様式以外の委任状や死亡者との関係(続柄等)を証明するために別途、戸籍や住民票の写しを必要とする場合があります。

- ・委任状は必ず委任する人が、すべて自分で書いてください。
- ※代理人による記入は認められません。
- ・委任状は、原本を提出してください。
- ・要件を満たしていないものは委任状として認められない場合があります。
- ・代理人は「請求の理由(使う方・目的・提出先)」を委任者に確認した上で請求してください。

受付印

--

原本保管: 課

戸籍謄本など・住民票の写しの交付についてのご案内

- ・年金や相続のお手続きの際、戸籍や住民票の写しが必要となります。
- ・窓口で証明書を請求される際には、本人確認を行います。
- ・運転免許証やマイナンバーカード、健康保険の資格確認書などをお持ちください。
- ・健康保険の資格確認書などの顔写真のないものは2点以上の確認が必要となります。
- ・窓口での請求のほか、郵送での交付請求やマイナンバーカードを用いてコンビニで交付できる場合があります。
- ・請求方法や必要書類は自治体によって異なります。事前に請求先の役所にご確認ください。

【戸籍・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票の写しなど】

請求先	請求できる方
本籍地の 市区町村	(1) 戸籍に記載されている本人、その配偶者及び直系親族 (父母・子・孫など) (2) (1) の方から委任を受けた代理人の方 上記 (1)、(2) 以外の方が請求するためには、権利行使や義務履行に必要であるなど、正当な理由がある場合に限られます。 「請求書」に、請求理由などを具体的にご記入ください。 必要に応じて疎明資料の提示をお願いすることがあります。

※死亡届を出してから戸籍などの交付ができるようになるまでには、7日～10日ほど日数を要します。特に本籍地以外で死亡届を提出された場合は、交付までに日数がかかりますので、事前にお問い合わせください。

※戸籍の広域交付については、事前にお問い合わせください。

「戸籍謄本などの広域交付について」の二次元コード



【住民票の写し・除票】

請求先	請求できる方
住所地の 市区町村	(1) 本人または同一世帯の方 (2) (1) の方から委任を受けた代理人の方 別世帯の住民票を請求するためには、権利行使や義務履行に必要であるなど、正当な理由がある場合に限られます。 「請求書」に、請求理由などを具体的にご記入ください。 必要に応じて疎明資料の提示をお願いすることがあります。

※住所が大牟田市で、死亡届を大牟田市に提出された場合の住民票の交付は、数日かかることもありますので、事前にお問い合わせください。

※住所地以外で死亡届を提出された場合は、住民票の交付までに10日ほどかかりますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

大牟田市役所 市民課 ☎ 0944-41-2602

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

委任状

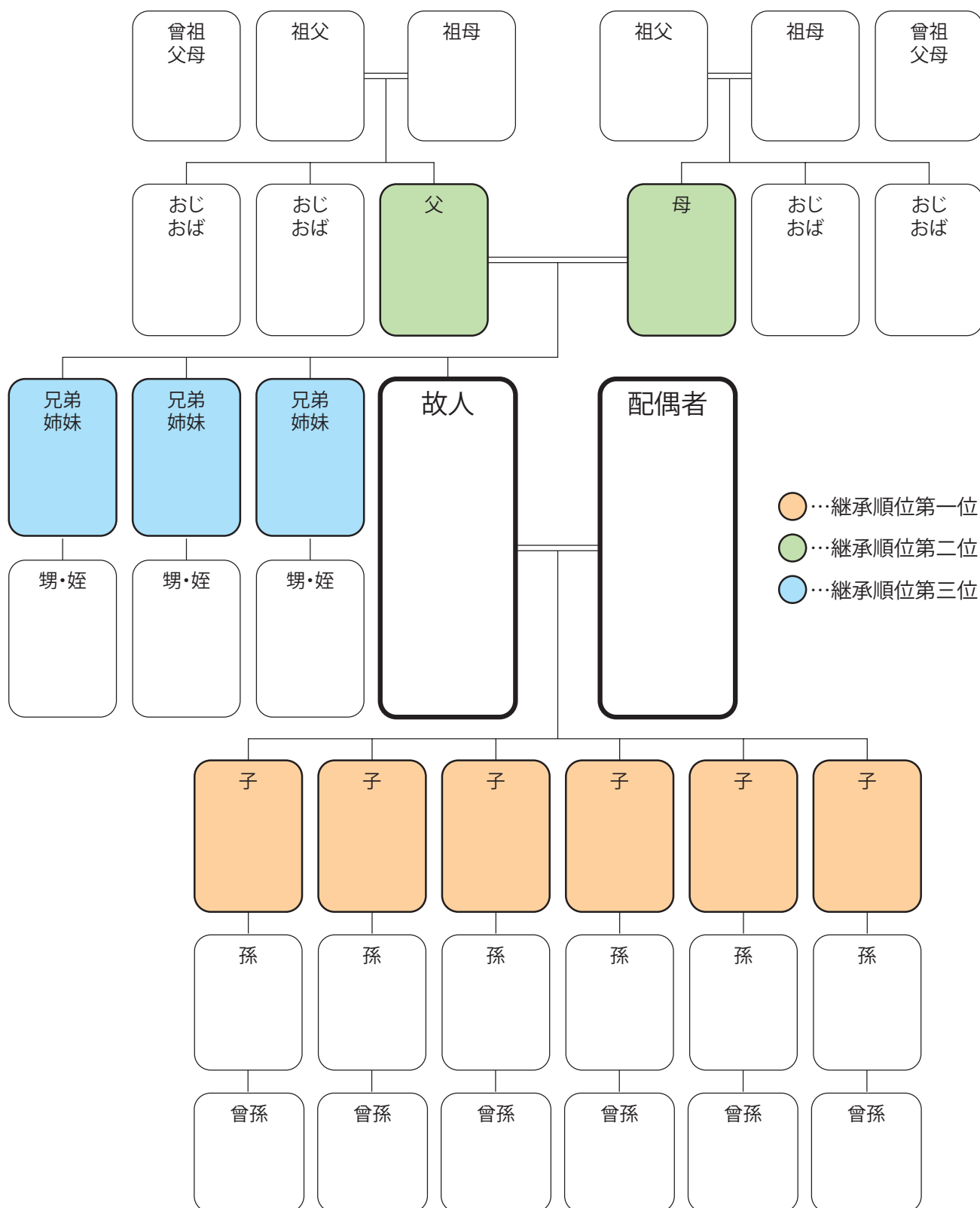
相続について

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	遺言書の探索	速やかに	自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。相続人になる方が、故人の本籍地の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出てください。 戸籍謄本の取得について34ページにてご確認ください。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、不動産を所有している場合は、不動産所在地の役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産を知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。 詳しくは、被相続人の死亡当時の納税地の税務署にご確認ください。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数 詳しくは、被相続人の死亡当時の住所地の税務署にご確認ください。
☐	相続登記	不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内	相続登記の申請が義務化（令和6年4月1日施行）され、相続により不動産（土地・建物）を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。 また義務化される前の相続も対象となるため、令和6年4月1日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません。 正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。 遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。 詳しくは、不動産所在地の法務局にご確認ください。 福岡法務局 「相続登記のご案内」 

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

本制度手続きの概要については 39 ページをご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

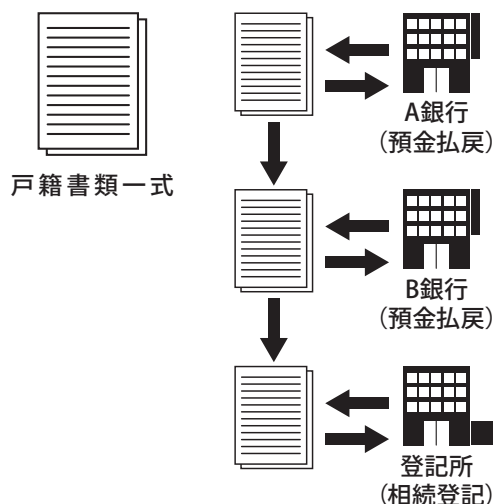
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

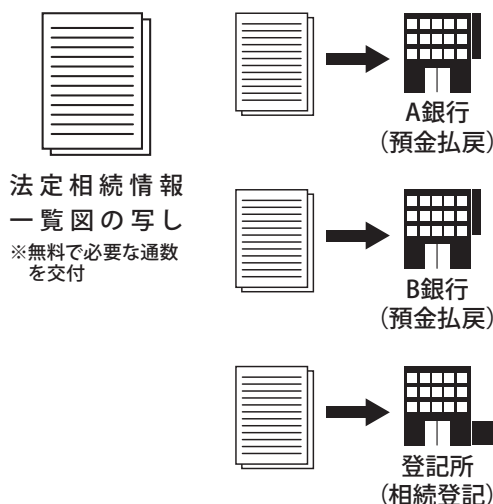
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍（除籍）謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍（除籍）謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

MEMO

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

おひとり様の終活

「終活」は人生後半のライフプランです。

いつ、もしものことがあってもご家族に迷惑がかからないように、
そして何より充実した晩年を送れるように、「終活」は幅広い分野を網羅した活動です。

生前準備

- 介護
- 生前整理
- 生前贈与・遺贈
- 死後事務委任
- エンディングノート
- 遺言書

葬儀・供養

- 葬儀
- 僧侶手配
- 遺品整理
- お別れ会
- 海洋散骨

相 続

- 相続
- 二次相続
- 戸籍収集
- 遺産分割協議書
- 不動産の整理
- 保険の見直し

お墓探し・仏壇

- お墓探し
- 改葬・墓じまい
- お仏壇選び
- お位牌選び

おひとり様終活の心得

- ☐ 自分に必要な準備をリスト化して情報を集めよう
- ☐ 自分がやっておきたいことをリスト化して情報を集めよう
- ☐ 遺言書やエンディングノートを書こう
- ☐ いざという時の連絡手段や支援手段を用意しておこう
- ☐ 葬儀・お墓の手配をしておこう
- ☐ 死後事務の委任をしておこう
- ☐ 迷ったら、おひとり様の終活に詳しい、第三者の助言も聞いてみよう

Q & A おひとり様の終活にまつわるお困りごと

Q1 おひとりが、生前に用意しておくといことは何でしょうか？

A1 人によって必要なものが異なるので、まずは準備が必要なことと、したいことの項目を知り、方法とステップの情報収集をしましょう。

ポイント 自分のしたいことについては、エンディングノートに書くことも、解決や準備の方法の一つです。

Q2 倒れた時に、ご親族の代わりに頼れるサービスはありますか？

A2 介護が必要になった時は、身元引き受け人、成年後見人、身元保証人などの利用が必要かもしれません。民間のサービスの活用も考えると、公的制度では不十分な部分もカバーできます。サービスの内容は、身元保証、任意後見、見守りなど、さまざまです。どのようなサービスがあるのかを知り、必要に応じて使用しましょう。自分のしたいことについては、エンディングノートに書くことも、解決や準備の方法の一つです。

ポイント 倒れたらすぐに駆けつけてくれる「見守り」のサービスも活用すると、いざというときに安心です。

Q3 喪主になる人がいない場合、葬儀の手配はどうすればよいですか？

A3 葬儀の手配も、生前にしておくことができます。葬儀社あるいは葬儀に関する業者を選定し決定し、自分に合う葬儀を契約しておきましょう。

ポイント お通夜・告別式を行わない「直葬」や、火葬場で儀式を行う「火葬式」という葬儀の方法もあります。

Q4 自分の死後に備えて、生前に遺品整理などの終活をしておきたいです。

A4 自分の死後に賃貸住宅やライフラインの解約を行うには、「死後事務委任」というサービスがあります。オプションで、病院退去の手続きや遺品の片付け、身元保証や見守りまで、サービスを拡大できる場合もあります。業務範囲と料金は業者によってまちまちなので、まずは自分に必要なものをリスト化しましょう。

不動産を所有している場合は、不動産を担保に融資を受け、死後に売却して返済に充てる「リバースモーゲージ」という制度があります。お通夜・告別式を行わない「直葬」や、火葬場で儀式を行う「火葬式」という葬儀の方法もあります。

ポイント おひとり様の場合は、最低限でも死後事務委任と遺言書の作成を生前にしておく安心です。

Q5 代々のお墓を継ぐのは自分で最後です。どうしたらよいですか？

A5 お墓を継ぐ人がいない場合には、自分で墓じまいをするほかに、事前に永代供養墓や自然葬などを手配しておくことも一つの方法です。

ポイント 事前に手配しておけば、樹木葬や海洋散骨を業者がすべて遂行してくれるサービスもあります。

こころの健康に関する相談窓口

大切な人を亡くし、誰かに話を聞いてほしいとき、自分自身の気持ちの整理がつかないとき、こころの健康に関することなど、電話や対面で相談に応じる窓口があります。以下に相談窓口を紹介しますので、一人で悩まずにご相談ください。

相談窓口	問い合わせ先
「心の悩みでつらい」「気持ちを整理したい」 心の健康相談電話 （専門の相談員による相談）	月～金／ 9：00 ～ 16：00 （※祝日・年末年始を除く） ☎ 092-582-7400
「生きるのがつらい」「家族や友人が心配」 ・ 福岡県いのちの電話 ・ ふくおか自殺予防ホットライン	24 時間 365 日対応 ☎ 092-741-4343 ☎ 092-592-0783
「心が疲れたとき」 【対面相談】※要予約 大牟田市 こころリフレッシュ相談 大牟田市保健センター らふる3階	毎月第1・3火曜日／ 13：00 ～ 15：00 ☎ 0944-85-0470
「どこに話していいかわからない」 大牟田市福祉課 総合相談担当 大牟田市役所 本館1階	月～金／ 8：30 ～ 17：15 （※祝日・年末年始を除く） ☎ 0944-41-2672

MEMO

MEMO

MEMO

地域密着型企业
として、大牟田の
皆様をお支え
いたします

故人様の生きた証も、

ご遺族様のこれからも。遺品整理は、
お片付け専門店ストーリー
にお任せください。

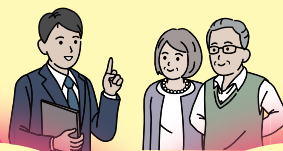
この度は心よりお悔やみ申し上げます。
故人様が生活されていた部屋には、その人のいままで
「ストーリー」が全て詰まっています。
それら一つ一つの思い出を大切にしながら、
ご遺族様が「次へのストーリー」へ進んでいただけるよう
真心込めてお片付けをさせていただきます。
遺品整理専門の当社へ、安心してお任せください。

ストーリーが
大切にしてい
ること

故人様・
ご遺族様を尊重



丁寧に
真摯な対応



秘密厳守



お見積り無料
料金明朗
追加料金なし



3S 整理 清掃 収納
コーディネーター、
遺品整理士資格
保有者が在籍



不用品の仕分けから、回収・処理までワンストップで対応可能。
協力企業によるハウスクリーニングや不動産処理まで、全てお任せいただけます。

お片付け専門店 **ストーリー**
所在地 福岡県大牟田市宮崎 1829-4

まずはお気軽にお電話ください

☎ 0944-31-4183

代表：南尾 大貴

生前整理

終活相談

ご在宅の家の片付け・処分

不用品回収

空き家の清掃

ゴミ屋敷や倉庫の整理

★その他、様々なご相談も承っております！ ※遺品整理の際に排出された不用品は、提携業者が法令に即した収集運搬を行っています。

- ✓ 誰も住む予定がない**空き家**がある
- ✓ 解体して土地を**売却**したい
- ✓ 一部だけ**解体**してほしい

どこの解体業者に
頼めばいいかわからない



こんなお悩みは
ありませんか？



光進建設なら /

解体前の**調査**から
解体後の土地の**売買**まで
丸ごとサポート！

現地下見
無料

ご相談・
お見積り
無料

※土地の売買については、提携業者をご紹介します。

地域密着企業として、
空き家の解体で
お悩みの皆さまの
お力になります

- ▶ ご契約前の丁寧な説明
- ▶ ご近所への配慮を徹底
- ▶ 木造建築・鉄筋コンクリート造どちらも対応
- ▶ 近隣にも出張可能

お気軽にお問い合わせください

つながる技術 つなげる想い

株式会社 光進建設

☎0944-64-1182

建設業許可：福岡県知事許可 第108101号

〒835-0019

みやま市瀬高町大江1448-1

営業時間▶8:00~17:00 定休日▶第2・4土曜、日曜、祝日

FAX▶0944-64-1183

E-mail▶koushin@bg8.so-net.ne.jp



相続に関する税のご相談は 東山会計にお任せください

人生で何度も経験することのない相続をお客様の状況に合わせ、
丁寧に考え抜いたご提案を大切にしています
市役所目の前の事務所で、各種お手続きの前後にお立ち寄り頂けます

相続税は一定額（基礎控除）を
超える場合に申告が
必要となります
該当するかどうかの確認
からお手伝いしています

申告までの流れと
期限をわかりやすく
ご案内します



生前贈与や
今後の対策についても
ご相談いただけます

手続き全体を
専門家と連携して
サポートします

地元の方を中心に多くのご相談をお受けしております
遠方の遺族の方もリモートツールを使用してお相談可能です

HPはこちらから



東山会計

代表 東山 信子

九州北部税理士会所属税理士／北部九州会所属公認会計士／上級相続診断士
〒836-0843 福岡県大牟田市不知火町1丁目1番2 ひまわりビル4階

TEL 0944-52-5881

営業時間：平日9時～17時

HP <https://h-kaikei.hirameki7.site/>

まずはご事情の整理から



「おくやみハンドブックをみた」とお伝えいただいた方は、税理士による相談が30分無料です。

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】

- ・お墓の選び方 ・お墓購入の流れ
- ・お墓の種類と費用相場 ・購入者の体験談 など

全20ページ
フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！

～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～



通話料無料
電話で
資料請求

0120-626-213

いいお墓お客様センター 受付時間：9時～16時（年中無休）



24時間いつでも受付

WEBで資料請求

いいお墓 ハンドブック

検索



※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客情報を入力ください。お客様の自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。



いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
（東証プライム上場 証券コード：6184）が運営しています。

株式会社鎌倉新書 お墓事業部 03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 <https://www.kamakura-net.co.jp/>

相続の手続きに お困りですか？

チェックリスト

各種手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

相続内容に
借金・管理
できない不動産
があるため、
相続放棄したい

手続き全般
何から始めて
よいか
わからない

故人の
銀行口座が
凍結して
しまったため
解約したい

疎遠な
相続人がいて、
連絡が取れない

遠方に
不動産があるため
手続きが大変



「相続」とひとことで言っても、手続きは多岐にわたります。

難しく複雑なことは、すべて当事務所がご要望に沿ってサポートいたします。

相続手続きの専門家におまかせください！



**土地・建物の
名義変更**

相続した土地や建物の名義変更の
ための書類作成、申請の手続き、戸籍
の収集をいたします。お住まいの場所
や不動産の所在地は問いません。



預貯金の解約

預貯金の解約や払い戻しに伴う
銀行窓口での手続きや手続きに伴う
戸籍の収集などを代行いたします。



相続放棄

相続内容に借金や管理できない不動産な
どがある場合、相続放棄を選択できます。
当事務所では相続放棄に関する書類
作成や家庭裁判所への手続きを行います。



**相談・見積
無料です**

まずはお気軽にお電話ください

お問い合わせはこちら

受付時間 平日9:00~18:00

☎ 0944-85-0933

事前にご連絡いただければ、時間外もご対応いたします。

吉永司法書士事務所 福岡県司法書士会所属 吉永傑

〒837-0924 福岡県大牟田市大字歴木 976 番地 7 FAX 0944-85-0934

＼ こんなお悩みありませんか？ ＼

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さん
にお経をあげて欲しい

近く
にお寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

いのお坊さん

法事・法要の
お手配総額

4.5

万円～

決まった金額だから安心！

☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が行っています。



発 行 大牟田市
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年6月作成

